

平成28年度大阪地方最低賃金審議会

第319回総会 会議次第

平成28年8月23日(火) 午前9時

(大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C)

1 開 会

2 議 事

(1) 大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(2) 特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止について

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第319回総会

資 料 目 次

資料 大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

1-1 全大阪労働組合総連合

1-2 大阪自治労連現業評議会

1-3 松原革新懇

1-4 アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社

1-5 一般社団法人大阪タクシー協会

大阪労働局長 苜谷 秀信殿

2016年8月19日

(団体名) 全大阪労働組合総連合
 (代表者) 議長 川辺和宏
 (住所) 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号
 国労大阪会館内

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成28年8月5日付け「大阪府最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を月額20万円、日額11,200円、時間額1,400円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額7,500円、月額16万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

この間、実質賃金は5年連続の減少で5%も目減りし、個人消費は初めて2年連続減少している。非正規雇用労働者は増え続け就業者の4割近くに達し、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）は1139万人（24.0%。ただし、1年を通じて勤務した者のみの集計）にまで増大した。厚労省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満の労働者は今や3千万人を突破し、有業者の6割近くにまで達しており、“中間層の没落・総崩れ”というべき深刻な事態である。

大阪府下では、雇用者数356.6万人のうち、非正規社員は150.9万人を占め、比率は42.3%となっている。全国の比率と比較してみても約5%高い。小中学校の就学支援率では、大阪府は26.65%と全国最多となっている（2014年調査）。

大阪労連はこれまで、大阪府地方最低賃金は中央目安の積み上げ論ではなく、生計費に基づいた議論をすべきであるとし、要請を行ってきた。7月28日に開催された第317回大阪府最低賃金審議会総会の労働者側意見陳述では、陳述者全員から目安通りの金額では生活はままならず、最低でも1,000円以上が必要であるという意見が出されている。それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪府最低賃金金額を目安通りの25円引き上げ、時間額883円とする答申を行った。

時間額883円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額132,450円、年額1,589,400円にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。



貧困の連鎖を断ち切るためにも、社会的な賃上げは必要不可欠である。懸命に働いてもまともな暮らしはできず、低賃金ゆえに長時間労働を強いられ、ついに健康を害してしまう。低賃金では他の仕事を探す余裕はなく、出口のみえない状況で生活苦を強いられる。いったん低賃金の雇用に落ち込んでしまうと、自助努力では這い出せないのが現状である。こうした実態を踏まえ、最低賃金の改善を求める悲痛な声に真摯に答えていただきたい。

今回、大阪府地方最低賃金審議会が出した 25 円の答申額は、2002 年度以降で最も高い引き上げ額ではあるものの、ワーキングプアや実質賃金の低下による消費低迷が大きな問題となる中では全く不十分と言わざるをえない。中央最低賃金審議会の目安答申にしても、「ニッポン一億総活躍プラン」など安倍政権の意向に強く配慮したものであるが、年 3% 程度の引き上げを続けても、全国加重平均 1,000 円への到達は 7 年後の 2023 年である。あまりにも遅々とした引き上げであり、経済的な波及効果も限定的にとどまる。

厚生労働省は中小企業の賃上げを支援するための施策として、非正規雇用労働者のキャリアアップ助成金の拡充や、業務改善助成金の時給 800 円未満要件を外すなど、方針化している。国・地方自治体でも、中小企業支援策を具体化しつつ、最賃引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010 年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で 6 年目を迎える。この合意は「2020 年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給 1,000 円に近づけるべく再調査と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申請を行う。

以上

大阪労働局長 芋谷 秀信殿

2016年8月8日



(団体名) 大阪自治労連現業評議会

(代表者) 議長 安田 学

(所在地) 大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館4階

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成28年8月5日付け「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を月額 225,000 円、日額 12,000 円、時間額 1,500 円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 7,500 円、月額 16 万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

この間、実質賃金は5年連続の減少で5%も目減りし、個人消費は初めて2年連続減少している。非正規雇用労働者は増え続け就業者の4割近くに達し、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）は1139万人（24.0%。ただし、1年を通じて勤務した者のみの集計）にまで増大した。厚労省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満の労働者は今や3千万人を突破し、有業者の6割近くにまで達しており、“中間層の没落・総崩れ”というべき深刻な事態である。

大阪府下では、雇用者数356.6万人のうち、非正規社員は150.9万人を占め、比率は42.3%となっている。全国の比率と比較してみても約5%高い。小中学校の就学支援率では、大阪府は26.65%と全国最多となっている（2014年調査）。

大阪自治労連はこれまで、最低賃金の額を決めるにあたっては生計費に基づいた議論をすべきであるとし、「ただちに時間額1,000円以上。生活できる時間額1,500円をめざす審議を。」と要請を行ってきた。7月28日に開催された第317回大阪地方最低賃金審議会総会の労働者側意見陳述では、陳述者全員から目安通りの金額では生活はままならず、今すぐ1,000円以上にする必要があるという意見が出されている。それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪地方最低賃金金額を目安通りの25円引き上げ、時間額883円とする答申を行った。

時間額883円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額132,450円、年額1,589,400円にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。貧困の連鎖を断ち切るためにも、社会的な賃

上げは必要不可欠である。

公務職場における非正規職員は、公務員定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、国公職場で7万人、自治体職場で70万人、公立学校で20万人にも及んでおり、大阪では22自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに公務職場は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。こうした実態を踏まえ、最低賃金の改善を求める声に真摯に答えていただきたい。

今回、大阪府地方最低賃金審議会が出した25円の答申額は、2002年度以降で最も高い引き上げ額ではあるものの、ワーキングプアや実質賃金の低下による消費低迷が大きな問題となる中では全く不十分と言わざるを得ない。安倍政権の意向に強く配慮したものであるが、年3%程度の引き上げを続けても、全国加重平均1,000円への到達は7年後の2023年である。社会的な要求にたいしてあまりにも遅く、また経済的な波及効果も限定的にとどまる。

厚生労働省は中小企業の賃上げを支援するための施策として、非正規雇用労働者のキャリアアップ助成金の拡充や、業務改善助成金の時給800円未満要件を外すなど、方針化している。国・地方自治体でも、中小企業支援策を具体化しつつ、最賃引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で6年目を迎える。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申出を行う。

以上

大阪労働局長 苧谷 秀 信 殿

2016年8月19日



(団体名) 松原革新懇
 (代表者) 事務局長 植松 栄次
 (所在地) 松原市高見の里1-15-8

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成28年8月5日付け「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を月額 225,000 円、日額 12,000 円、時間額 1,500 円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 7,500 円、月額 160,000 円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

この間、実質賃金は5年連続の減少で5%も目減りし、個人消費は初めて2年連続減少している。非正規雇用労働者は増え続け就業者の4割近くに達し、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）は1,139万人（24.0%。ただし、1年を通じて勤務した者のみの集計）にまで増大した。厚労省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満の労働者は今や3千万人を突破し、有業者の6割近くにまで達しており、“中間層の没落・総崩れ”というべき深刻な事態である。

大阪府下では、雇用者数356.6万人のうち、非正規社員は150.9万人を占め、比率は42.3%となっている。全国の比率と比較してみても約5%高い。小中学校の就学支援率では、大阪府は26.65%と全国最多となっている（2014年調査）。

大阪自治労連はこれまで、最低賃金の額を決めるにあたっては生計費に基づいた議論をすべきであるとし、「ただちに時間額1,000円以上。生活できる時間額1,500円をめざす審議を。」と要請を行ってきた。7月28日に開催された第317回大阪地方最低賃金審議会総会の労働者側意見陳述では、陳述者全員から目安通りの金額では生活はままならず今すぐ1,000円以上にすることが必要であるという意見が出されている。それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪地方最低賃金額を目安通りの25円引き上げ、時間額883円とする答申を行った。

時間額883円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額132,450円、年額159,400円にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円

にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。貧困の連鎖を断ち切るためにも、社会的な賃上げは必要不可欠である。

公務職場における非正規職員は、公務員定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、国公職場で7万人、自治体職場で70万人、公立学校で20万人にも及んでおり、大阪では22自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに公務職場は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。こうした実態を踏まえ、最低賃金の改善を求める声に真摯に答えていただきたい。

今回、大阪府地方最低賃金審議会が出した25円の答申額は、2002年度以降で最も高い引き上げ額ではあるものの、ワーキングプアや実質賃金の低下による消費低迷が大きな問題となる中では全く不十分と言わざるをえない。安倍政権の意向に強く配慮したものであるが、年3%程度の引き上げを続けても、全国加重平均1,000円への到達は7年後の2023年である。社会的な要求にたいしてあまりにも遅く、また経済的な波及効果も限定的にとどまる。

厚生労働省は中小企業の賃上げを支援するための施策として、非正規雇用労働者のキャリアアップ助成金の拡充や、業務改善助成金の時給800円未満要件を外すなど、方針化している。国・地方自治体でも、中小企業支援策を具体化しつつ、最賃引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で6年目を迎える。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申請を行う。

以上

これなくして最低生活を行えないというのが最低賃金のはずです。1800時間働いても130万円超。そこから20万円近い国民年金など30万円近くを支払い、その上、所得税や翌年には住民税など併せて6万円位支払わなければなりません。実質的に生活に回せる賃金は100万円を切ります。また、いくら正規の賃金下がっているとはいえ年収で400万円はあります。我が市役所同様、非正規労働者が増大する中で、最低賃金にぶら下がる労働者とその家族も増加^(松原)しています。これではOECDという相対的貧困層は拡大させるばかりです。現在、かつてなく最低賃金の役割は重要となっています。最低賃金の増額求めて、異議を申し立てるものです。

平成 28 年 8 月 16 日

大阪労働局長 苧谷 秀信 殿

大阪市住吉区苧田 7-12-19

アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社

代表取締役 小松 泉

異議申出書

大阪地方最低賃金審議会は、平成 28 年 8 月 4 日貴殿に時間額 883 円引上げ額時間当り 25 円引上げ率 2.91% という前代未聞の引上げに当社を含めたビル清掃請負業者はあまりにビル清掃請負業者の経営の現状を無視した答申に愕然とし怒りさえ覚えます。

私^は7 月 28 日審議会において陳述させていただき行政機関との委託契約料金の改定率と最低賃金の引上げ率があまりにも乖離しているところについて改善していただきたく、行政機関の審議会及び労働局に強く指導されることを要望したところです。

しかし現実にはビル清掃請負業者の経営とビル清掃会社で働く従業員に苛酷な負担を課するだけになっています。

私は、今般の大阪地方最低賃金審議会の答申は撤回されるか、少なくとも大阪府最低賃金の引上げ額を時間額の半額程度に抑制されることを強く要請するものであります。

以上



労務第9号
平成28年8月19日

大阪労働局長 苧谷秀信 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 三野 文男

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、去る8月4日、大阪府を適用区域とする最低賃金額を25円引上げ、1時間883円とする答申を大阪労働局長に行いました。これは、平成19年度から10年連続の大幅な引き上げであります。

このたびの地域別最低賃金額の大幅な改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

特に、平成20年の最低賃金法改正以降、最低賃金額引上げの目安として生活保護水準との整合性を図ることとなり、毎年それを要因とした大幅な最低賃金額の引き上げが実施され、また、最近では、政府の成長戦略に基づく改定内容となっており、中小企業の実態を全く顧みないものであります。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであります。

また、タクシー乗務員の労働は事業場外労働で自由裁量であることから、労働時間の把握が難しく、拘束時間と実労働時間において乖離が見受けられ、実労働時間に見合った最低賃金の適用を図るべきであると思料いたします。

加えて、タクシー運転者の高齢化が進む中、年金受給者も多く在籍しており、最低賃金には年金受給額も一定考慮されるべきであると考えております。

当業界では、一昨年1月に施行された「改正タクシー適正化・活性化特措法」により、さらなる労働条件改善に努力しているところでありますが、このたびの大幅な最低賃金の引上げは、法の目的である労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにもつながりかねないと危惧いたしております。

当協会といたしましては、上記理由により、このたびの大幅な最低賃金の引き上げについて再考をお願いいたしたく、最低賃金法第12条の規定に基づき異議を申し立てるものであります。



敬具



大労発基0823第4号
平成28年8月23日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 殿

大阪労働局長 苧 谷 秀 信

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の
意見に対する異議の申出について（諮問）

本年8月4日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見に
ついて、最低賃金法第12条による異議の申出があったので、同条の規定に基
づき、貴審議会の意見を求める。

(案)

平成28年8月23日

大阪労働局長
苧谷秀信 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、本年8月23日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月4日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。